

農地を貸したい方

いつまで農業
できるかなあ

相続した農地、
誰か借りて
くれないかしら



農地を
貸したい方

賃借料は機構から
決まった時期に
確実に支払われます



鹿児島県農地中間管理機構
(鹿児島県地域振興公社)
※市町村等と連携・協力



農地を
借りたい方

機構との相談
により経営農地の
集積・集約化が図れます

貸出された農地は契約終了後、
所有者に返却されます！

農地中間管理機構は

安心できる

農地の中間的受け皿です

- 農地中間管理機構とは、平成26年度に全都道府県に設置された『信頼できる農地の中間的受け皿』です。
- 農地中間管理機構はこんな場合に活用されています。
 - ・耕作を辞めるので農地を貸したいとき
 - ・農地を相続したが、自分では耕作出来ないとき
 - ・新規就農のために農地を借りたいとき
- 機構に農地を貸したい方、機構から農地を借りたい方は
 - ・農地のある市町村農政担当課、農業委員会へお尋ねください。
 - ・鹿児島県農地中間管理機構ホームページでもチェック出来ます。



公益財団法人鹿児島県地域振興公社

鹿児島市名山町4番3号 電話 (099) 223-0223

【HP】鹿児島県農地中間管理機構

検索